

南島原市小学生バレーボール連盟規約

第1章 総 則

第1条 本連盟会は、南島原市小学生バレーボール連盟と称する。

第2条 本連盟は、長崎県小学生バレーボール連盟並びに南島原市バレーボール協会、長崎県バレーボール協会に加盟する。

第3条 本連盟の事務局は、理事長または副理事長の勤務地におく。

第2章 目的及び事業

第4条 本連盟は、南島原市内の小学生バレーボールクラブの相互の親睦と協調を図り、普及発展と小学生バレーボールの技術向上に努め、心身ともに健全な児童の育成に努める。

第5条 本連盟は、前項の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 バレーボール競技会の開催
- 2 小学生バレーボール教室の開催
- 3 指導者研修会及び講習会の開催

第3章 組 織

第6条 本連盟は、第4条の趣旨に賛同する南島原市内の小学生バレーボールクラブを持って組織する。

第7条 本連盟に加入しようとするクラブは、その団体名・所在地・責任者の氏名及び住所を明記し、会長あてに申請するものとする。

第4章 役 員

第8条 本連盟に、次の役員を置く。

- 1 本部役員
○会長 1名 ○副会長 若干名 ○理事長（事務局）1名
○副理事長1名 ○常任理事 若干名（うち1名は審判長を兼務する。）
- 2 評議員 各ブロックの理事2名（東部・南部地区より1名ずつ）
- 3 顧問 若干名

第9条 本部役員任期は2年、評議員の任期は1年とし、再任を妨げない。欠員補充による役員任期は、前任者の残存期間とする。

第10条 役員選出は次の通りとする。

- 1 会長・副会長は役員会で選出し、評議員会の承認を受ける。
- 2 理事長・副理事長は、常任理事の互選とする。
- 3 常任理事は、会長が推薦し、評議員会に報告する。
- 4 評議員は下記の2ブロックに分ける。
○南島原市内を下記の2ブロックに分ける。
 - ・東部・・・南島原市 深江町・布津町・有家町・西有家町内のクラブ
 - ・南部・・・南島原市 北有馬町・南有馬町・口之津町・加津佐町内のクラブ
- 5 顧問は会長が推薦する。

- 第 11 条 役員及び評議員の任務は次の通りとする。
- 1 会長は、本連盟を代表し会務を統括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障がある時は、その職務を代行する。
 - 3 理事長は会長の命を受け、会務を掌握し本連盟の事業執行にあたる。また、事務局として本連盟の庶務及び会計を兼務する。
 - 4 副理事長は、理事長を補佐する。理事長に事故がある時はその職務を代行する。
 - 5 常任理事は、会務の企画執行にあたる。
 - 6 評議員は、会務の審議決定にあたる。
- 第 12 条 本連盟には顧問をおくことができる。会長が評議員会の承認を得てそれを委嘱し、会長の諮問に応じ会務に参加する。

第 5 章 会 議

- 第 13 条 本連盟の会議は、次の通りとする。
- 評議員会
 - 常任理事会
- 第 14 条 各会議の成立及び議決は、その構成人数の過半数の出席及び同意がなければならない。(委任は認める。)
- 第 15 条 評議員会は、会長が招集し、役員及び評議員をもって構成する。本連盟の最高議決機関として、次の議案の審議決定にあたる。本会の議長は会長がこれにあたる。
- 1 行事
 - 2 予算及び決算
 - 3 規約改正
 - 4 その他会務遂行に必要な事項 (組合せ抽選など)
- 第 16 条 常任理事会は役員をもって構成し、次の議案決定にあたる。
- 1 役員選出
 - 2 本連盟運営上の総合計画に対する事項
 - 3 評議員会の付議事項
 - 4 その他会務遂行に必要な事項

第 6 章 会 計

- 第 17 条 本連盟の経費は、会費、加盟金及び競技会の参加料、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第 18 条 本連盟に加盟しているクラブは、毎年男女別に会費 3,000 円を納付するものとする。
- 第 19 条 本連盟の決算は本部役員の監査を経て、総会で報告するものとする。
- 第 20 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

第 7 章 付 則

- 第 21 条 規約改正に関しては、評議員会の 3 分の 2 以上の賛成をもって改廃することができる。
- 第 22 条 本規約は、平成 18 年 5 月 1 日より施行する。
- 第 23 条 本規約とは別に、内規を定める。
- 規約の一部改正 第 18 条 1,000 円→3,000 円 平成 20 年 3 月 29 日
- 規約の一部改正 第 8 条 3 追加
- 第 10 条 5 追加
- 第 23 条 追加 平成 24 年 4 月 12 日
- 規約の一部改正 第 8 条 1 副会長 1 名→若干名 平成 28 年 4 月 1 日
- 規約の一部改正 第 3 条 理事長→理事長または副理事長 平成 29 年 4 月 1 日